

西部免許センター(浜田市)における 運転免許技能試験等の一部廃止について

島根県警察本部
交通部運転免許課
令和7年12月

西部運転免許センター(浜田市)において実施する、運転免許試験用車両を使用した運転免許技能試験・技能審査等について、見直しを行い、令和8(2026)年4月1日から運用を改定することとしました。

改定の概要

令和8(2026)年3月末をもって、西部免許センター(浜田市)において実施している下記の運転免許にかかる技能試験(通称:「一発試験」「とびこみ試験」)ならびに技能審査等の運用を廃止します。

対象外となる「普通仮免許」「普通免許」「小型二輪免許(排気量125cc以下)」にかかる技能試験等につきましては、西部免許センターにおいて引き続き実施します。

(1) 廃止対象となる試験等の種類

仮免許

- ・準中型仮免許
- ・中型仮免許

第一種免許

- ・準中型免許
- ・中型免許
- ・大型特殊免許※1
- ・けん引免許※1
- ・普通二輪免許
(排気量126cc~400cc)
- ・大型二輪免許
(排気量401cc以上)

第二種免許

- ・普通二種免許
- ・中型二種免許
- ・大型特殊二種免許
- ・けん引二種免許

上記の免許取得時の技能試験・限定解除技能審査(排気量・車両重量等の限定解除)・初心期間中の交通違反等による再試験・外免切替における技能確認が対象です。

※1 農業用トラクタ及びキャンピングトレーラー等の車両持込(車両は受験者において準備)による大型特殊免許・けん引免許にかかる技能試験は、引き続き西部免許センターにおいて実施します。(必要書類の提出等による事前の申し込みが必要です。)

(2) 西部免許センター(浜田市)において継続する試験等の種類

すべての免許

学科試験と適性試験(教習所卒業の方、原付・小型特殊免許申請の方を含む)

仮免許

- ・普通仮免許技能試験

第一種免許

- ・普通免許技能試験
- ・小型二輪免許技能試験
(排気量51cc~125cc)

第二種免許

第二種免許の
技能試験は行いません。

普通仮免許・普通免許・小型二輪免許の技能試験、普通自動車または小型二輪車を使用するAT車限定条件の限定解除技能審査・初心期間中の交通違反等による再試験・外免切替における技能確認については、引き続き実施します。

【お問い合わせ先】

西部運転免許センター(試験・教習所係)
電話 0855-23-7900